

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府和泉市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく第1号及び第2号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては別表第1(68の項)の規定のとおり</p> <p>①被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理 ②介護保険料の算定に必要な情報の照会 ③賦課情報を被保険者・関係機関へ通知 ④減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課 ⑤要介護認定の新規・変更等の申請 ⑥総合事業対象者の把握 ⑦居宅・介護予防サービス計画の届出 ⑧福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い ⑨介護保険高額介護サービス費等の支給申請 ⑩介護保険負担限度額の認定申請 ⑪介護保険利用者負担額減額・免除申請等の保険給付に個人番号を用いることとなる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・介護保険給付適正化システム ・健康管理システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保連合会伝送通信ソフト ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一(68の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第2(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第2(93、94の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和泉市福祉部高齢介護室
②所属長の役職名	高齢介護室長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市福祉部高齢介護室

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月8日	I 1 ②事務の概要	要介護認定の新規・変更等の申請、居宅・介護予防サービス計画の届出、	要介護認定の新規・変更等の申請、総合事業対象者の把握、居宅・介護予防サービス計画の届出、	事後	
平成27年12月8日	I 4 ②法令上の根拠	別表第2(1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、106、117の項)	別表第2(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、107、117の項)	事後	
平成27年4月1日	I 5 ②所属長	高齢介護室長 山野 正広	高齢介護室長 穴瀬 克裕	事後	
平成27年10月1日	II 1対象人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成27年10月1日	II 2取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成28年1月18日	I 1 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険システム 介護保険給付適正化システム 健康管理システム 団体内統合宛名システム 庁内連携システム 宛名システム 中間サーバ 中間サーバ-GW 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険システム 介護保険給付適正化システム 健康管理システム 団体内統合宛名システム 庁内連携システム 宛名システム 中間サーバ 中間サーバ-GW 住民基本台帳ネットワークシステム 	事後	
平成28年12月13日	I 1 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険システム 介護保険給付適正化システム 健康管理システム 団体内統合宛名システム 庁内連携システム 宛名システム 中間サーバ 中間サーバ-GW 住民基本台帳ネットワークシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険システム 介護保険給付適正化システム 健康管理システム 団体内統合宛名システム 庁内連携システム 宛名システム 中間サーバ 中間サーバ-GW 住民基本台帳ネットワークシステム 国保連合会伝送通信ソフト 	事後	
平成29年2月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(68の項)	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一(68の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 	事後	
平成29年2月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、107、117の項)	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2(93、107、117の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第54条 	事後	
平成31年3月15日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2(93、107、117の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第54条 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2(93、94の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 		
平成31年3月15日	I 5. ②所属長の役職名	高齢介護室長 穴瀬 克裕	高齢介護室長	事後	様式変更による
平成31年3月15日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和3年3月3日	I 5. ① 部署	和泉市生きがい健康部高齢介護室	和泉市福祉部高齢介護室	事後	
令和3年3月3日	I 8. 連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市生きがい健康部高齢介護室	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市福祉部高齢介護室	事後	
令和3年3月3日	II 1対象人数	平成31年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月3日	II 2取扱者数	平成31年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	II 1対象人数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	II 2取扱者数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・介護保険給付適正化システム ・健康管理システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保連合会伝送通信ソフト 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・介護保険給付適正化システム ・健康管理システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保連合会伝送通信ソフト ・サービス検索・電子申請機能 	事前	